

特定健診

40歳以上を対象とした生活習慣病予防のための健康診断で、負担金は0円です。
受診された方にはQUOカード1,000円分を進呈します。



《 受診時には以下のものをお持ちください 》



受診券（特定健診受診券と保健指導利用券がセットの券）



マイナ保険証・資格確認書のいずれか



質問票（HPからダウンロードして使用してください。
医療機関にもございますが、予めご記入いただきますとスムーズです。）

《 受診の流れ 》

1 受診券が届く

年度初めに受診券をご自宅に
圧着はがきでお送りします。
届かない場合、紛失された場合は再発行
しますので支部事務所にご連絡ください。

2 受診方法を選び連絡する

全国歯のHPに記載されている
契約医療機関の中から
ご希望の医療機関を選び、
お電話にて申し込みをします。

3 健診を受ける

受診日が来ましたら、
マイナ保険証・資格確認書のいずれかと質問票
を持って健診機関で受診します。



特定保健指導

特定健診を受診された方の結果から、
生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善による
生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、
保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直す
サポートやアドバイスが無料で受けられます。
(WEB利用も選べます。)

《 利用方法 》

特定健診後に該当者に対して利用券を当組合より送付します。
特定保健指導は2つパターンがあり、いずれか一つを選択し
ご利用ください。

詳細はこちらを
ご覧ください。



※ 特定健診受診券を使わず健診を受けられた方は、
事業主健診結果を提出することで特定健診を受診したとみなされますので、
特定健診受診券を利用して受診された方の2倍（2,000円分）のQUOカード
を進呈しております。

スタッフの皆様へ

～全国歯科医師国保からのお知らせ～

令和7年8月1日以降、
全国歯の被保険者証は使用できません。
“マイナ保険証”または“資格確認書”にて
医療機関・薬局の受付をお願いします。



【マイナ保険証の利用をご希望の方】

利用登録済の場合 ⇒ そのまま医療機関等でご利用ください。
未登録の場合 ⇒ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダー
で利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録可能

※マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！※



【マイナ保険証をお持ちでない方】

全国歯より送付された“資格確認書”をお使いください。



【マイナ保険証の利用が困難な方】

ご高齢の方や障害をお持ちの方など、
マイナ保険証での受付が困難な方は、
全国歯に申請いただければ資格確認書を交付いたします。
詳しくは支部事務所までお問い合わせください。



【現在、資格確認書をお持ちの方で、
マイナ保険証利用登録を行った方】

お持ちの資格確認書を有効期限までお使いいただけますが、
資格情報のお知らせをご希望の場合は、支部事務所まで
お問い合わせください。

詳細や申請方法などは
全国歯のHPに詳しく掲載しております。



がん検診を受けましょう！

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少や医療費を抑制することにも繋がりますのでご利用ください。

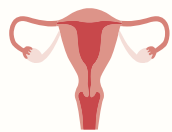
《 がん検診の種類（それぞれ年1回まで） 》



胃がん1（胃内視鏡検査） 胃がん2（胃部X線検査）

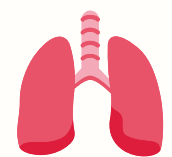
50歳以上対象
補助額上限8,900円

40歳以上対象
補助額上限6,400円



子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）

20歳以上対象
補助額上限3,400円



肺がん1（胸部X線検査） 肺がん2（胸部X線検査及び喀痰細胞診）

40歳以上対象
補助額上限1,800円

40歳以上対象
補助額上限3,100円



乳がん （乳房X線検査または視触診及び乳房X線検査）

40歳以上対象
補助額上限4,200円



大腸がん（便潜血検査）

40歳以上対象
補助額上限1,300円

実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

申請期間 令和8年3月31日までに支部事務所必着

必要書類 がん検診補助金支給申請書,対象となる検診の領収書

詳しくは支部事務所までお問い合わせください。



出産手当金

1日につき4,000円を支給します



※令和7年4月1日以降の産休から1日につき4,000円になります。

組合員本人が出産のため産前、産後仕事を休んだ期間について、申請により1日4,000円を支給します。
ただし、全国歯の資格が1年以上ある方に限ります。
産休期間は実際の出産日以前の6週間（出産日含む）、
出産日の翌日以後8週間の範囲で仕事を休んだ期間を対象とし、
最長90日を限度として支給します。
出産手当金が支給された期間は、傷病手当金の支給はできません。

《 産後休暇終了後、以下の書類を支部までご送付ください 》

- ✓ 出産手当金支給申請書
- ✓ 母子健康手帳の出生届出済証明書の写し
- ✓ 申請書の記入欄に事業主の証明



出産育児一時金

1児につき500,000円を支給します

直接支払制度を利用しなかった場合に、50万円を支給します。
直接支払制度を利用した場合、出産にかかった費用が
50万円未満だった場合に差額を支給します。
被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）した場合に支給します。
双子等の場合は1児につき50万円を支給します。

《 産後、以下の書類を支部までご送付ください 》

- ✓ 出産育児一時金支給申請書
- ✓ 母子健康手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- ✓ 領収書等の写し
- ✓ 直接支払制度に関する合意書の写し

本組合は「国民健康保険」のため、地区外へ転出した組合員や組合員と別世帯になった家族は被保険者資格がなくなります。
また、里帰り出産のため実家に住民票を移した場合も、
被保険者の資格がなくなることがあります。必ず支部事務所までご相談下さい。